

# 市県民税の申告と所得税の確定申告

## 申告は正しくお早めに！

～受け付けは2月18日(月)から3月17日(月)まで～

今年も、税金の申告時期が近づいてきました。準備はもうお済みですか。例年、申告期限の間際になりますと、窓口は大変混み合います。早めに準備して混雑しないうちに申告を済ませましょう。また、税務署職員による出張申告指導や、税理士による無料申告相談も行われますので、ぜひご利用ください。

### 申告受付期間と会場

◇市県民税の申告

◇所得税・消費税の確定申告期間／2月18日(月)～3月17日(月)

※給与所得や年金所得者の還付申告のみ2月12日(火)から受付時間／午前8時30分～午後5時

会場／市役所南分館（本庁舎南側）、海上支所3階会議室、飯岡支所2階会議室、干潟支所税務室

※市役所本庁の申告会場が道路を挟んで南側の「南分館」に変わります。「南分館」の駐車場が満車の場合は、旭二中東側の市役所駐車場をご利用ください。

### 申告が必要な方

〔市県民税の申告〕

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成19年中（1月～12月）に次のような所得のあった方。

▼営業、農業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得

※税務署へ所得税の確定申告書を提出した方、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方を除く。

―無収入でも申告を！―

昨年中、老齢や無収入等で所得の無かった方は、原則として申告の必要はありませんが、各種証明書の発行や国民健康保険税の軽減、児童手当などの給付

に必要なため申告書の裏面「前年中所得のなかった人の記入欄」の該当箇所に記入して提出してください。

〔所得税の確定申告〕

次のいずれかに該当する方

▼事業所得や不動産所得、年金所得などがある方で、平成19年中の所得金額が、基礎控除（38万円）とその他の所得控除の合計額を超える方

▼給与収入が、2、000万円を超える方

▼給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える方

※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。

▼2か所以上から給与を受けている方

▼同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほか貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている方

### 申告のときに必要なもの

- ①申告書と印鑑
- ②給与所得者は、源泉徴収票ま

たは給与支払証明書  
③営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿等

※固定資産税納税通知書（課税明細も併せて）もお忘れなく。

④雑損、医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける方は、領収書や証明書など（国民年金保険料についても証明書の添付が必要となります）

⑤前年確定申告をした方は、申告書等の「控」（申告書の作成にあたって参考になります）

―事前に集計をお願いします―  
各経費、医療費はあらかじめ集計してからお持ちください。相談員が集計作業をしていると

余計な時間を費やし、混雑の原因にもなりますので、集計が済んでいない方は集計が終わるまで順番を待つていただくことがあります。

### 申告書の発送

▼所得税および消費税の確定申告書は1月21日(月)、銚子税務署から発送予定。

※「青色申告決算書」は既に発送済みです。

▼市県民税申告書は1月31日(木)発送予定。

※昨年度扶養家族として申請のあった方へは送付しません。平成19年中に28万円以上所得のあった方はお近くの窓口へお問い合わせください。

## 1月31日(木)までに提出を！

### 給与支払報告書・源泉徴収票

給料、賃金などの支払者は、1月31日(木)までに受給者の住所地の市区町村に「給与支払報告書（市区町村提出用）」を作成し、提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票（受給者交付用）」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署へも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った方や、臨時の従業員に賃金等を支払った方も同様です。

### 償却資産の申告

平成20年1月1日現在で市内に事業用の償却資産を所有している方は、1月31日(木)までに申告書の提出をお願いします。なお、申告書は該当者へ送りましたが、まだ届かない方や内容で分からないことがある方は、税務課資産税班（☎62-5323）までお問い合わせください。

## 平成20年度から実施される 市県民税の税制改正

税制改正により、市県民税の内容が下記のとおり変更になります。

### 1. 住宅借入金等特別税額控除申告

市県民税には本来住宅ローン控除の制度はありませんが、税源移譲のため平成19年の所得税額が減ったことにより、住宅ローン控除額を控除しきれなかった額がある場合は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を市役所に提出することにより、平成20年度の市県民税から控除することができます。確定申告をする方は控除申告書を確定申告書と一緒に、給与所得のみで確定申告をしない方は控除申告書に源泉徴収票を添えて、市役所または支所に3月17日(月)までに提出してください。(申告書は市役所または支所の窓口で配布します)

### 2. 市県民税減額申告

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、「市県民税減額申告書」を市役所に提出することにより、既に納付済の平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額の還付を受けることができます。この場合、減額申告書の提出は平成20年7月1日から31日までとなりますので、注意が必要です。(申告書は市役所または支所の窓口で配布します)

### 3. 地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が新設されました。地震保険料契約に関する保険料の2分の1、上限25,000円まで控除することができます。経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の保険料控除が適用されます。

### 4. 老年者非課税措置廃止の経過措置の終了

年齢65歳以上の非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置として、平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得が125万円以下の方の税額を減額する措置が終了しました。

## インターネットで利用できるサービス(e-Tax等)

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) では、税に関するさまざまな疑問に答えるコーナーや、自宅のパソコンで所得税の確定申告や収支計算書を作成できるコーナー等をご利用いただけます。また、「e-Tax」による申告の申し込みをしてあれば作成した申告書データを直接所管税務署へ送信することもできますので、ぜひご利用ください。

### <問い合わせ先>

市県民税の申告 市役所税務課 ☎62-5321  
所得税の確定申告 銚子税務署 ☎0479-22-1574

## ご利用ください

## 税の無料相談

### ◆所得税・事業税・住民税申告書作成相談会

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

| 期 日     | 場 所          |
|---------|--------------|
| 2月7日(木) | 旭市働く婦人の家大研修室 |

### ◆税務署の所得税・消費税の出張申告相談

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～4時

| 期 日                                        | 場 所           |
|--------------------------------------------|---------------|
| 2月21日(木)・22日(金)<br>26日(火)・28日(木)<br>29日(金) | 市役所南分館(本庁舎南側) |
| 2月19日(火)・25日(月)                            | 海上支所3階会議室     |
| 2月18日(月)・27日(水)                            | 飯岡支所2階会議室     |
| 2月20日(水)                                   | 干潟支所税務室       |

※今年から資産部門の出張申告相談がなくなりましたので、土地・家屋や株式、先物取引等で譲渡所得のある方は直接銚子税務署へ相談されるか、最寄りの税理士へ依頼されるようお願いします。

※青色申告の方や収入が1,000万円以上ある方は青色申告会や最寄りの税理士に依頼されるようお願いします。

### ◆税理士の無料申告相談

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

| 期 日                              | 場 所      |
|----------------------------------|----------|
| 2月18日(月)～20日(水)<br>3月4日(火)～7日(金) | 市役所南分館1階 |

## 申告についてお願い

### ◆確定申告会場について

— 銚子税務署 —

申告会場は昨年に引き続き「銚子読売ビル2階」です。

(1) 設置期間／2月1日(金)～3月31日(月)

※土・日および祝日を除く

(2) 開設時間／午前9時～午後5時

(3) 場所／銚子読売ビル2階(銚子市西芝町475-1 JR銚子駅から徒歩3分)

※銚子税務署内には、申告書作成・相談会場は設けておりません。

### ◆平成19年分の所得税から適用される主な改正事項

(1) 定率減税が廃止されました。

(2) 所得税の税率構造が改められました。

(3) 損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

(4) 本人の電子証明書を添付して所得税の確定申告を「e-Tax」で行うと平成19年分または平成20年分のいずれか1回最高5千円の税額控除が受けられることとされました。

### ◆確定申告書の作成・相談のために来場される方へ

(1) 税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類について、「自書申告」を推進しています。

(2) 申告書作成のアドバイスを希望される方は、源泉徴収票等の必要書類の他、印鑑、筆記具、使い慣れた計算器具をご持参ください。

